

利 用 さ れ る 方 へ

1 調査の根拠

この調査の根拠は次のとおりです。

新潟県人口移動調査規程

（調査の目的）

第1条 この調査は、人口及び世帯の移動実態を明らかにし、行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

（調査の対象）

第2条 調査の対象は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき作成する住民票に記載又は消除のあった者とする。

（調査の時期）

第3条 調査は、毎月行う。

（調査事項）

第4条 調査は、次の事項について行う。

- (1) 日本人及び外国人別の月初末現在の推計人口
- (2) 日本人及び外国人別の月初末現在の住民基本台帳人口
- (3) 日本人、外国人及び複数国籍別の月末現在の世帯数
- (4) 日本人及び外国人別並びに性別出生者数
- (5) 日本人及び外国人別、性別並びに出生年月別の死亡者
- (6) 日本人及び外国人別、性別、出生年月別並びに従前の住所地別の転入者
- (7) 日本人及び外国人別、性別、出生年月別並びに転出先住所地別の転出者

2 前項の事項を調査するための調査票の様式は、別に定める。

（調査の方法）

第5条 調査は、市町村長に対し、調査票の作成を依頼することにより行うものとする。

（結果の公表）

第6条 知事は、市町村長から提出された調査票を審査集計し、その結果を翌月末日までに公表するものとする。

2 用語の説明

人口移動数

人口移動数は市区町村の境界を越えて住所を移した者（転出入者）、職権記載もしくは職権消除のなされた者（従前の住所地不明者、転出先不明者）の数

出 生

出生届又は出生の通知により住民票に記載した者

死 亡

死亡届又は死亡の通知により住民票から消除した者

転 入 者

住民基本台帳法に基づいて届け出られた転入届により住民票に記載した者、及び同法に基づいて職権で住民票に記載した者

転 出 者

住民基本台帳法に基づいて届け出られた転出届により住民票から消除した者、及び同法に基づいて職権により住民票から消除した者

年 齢 不 明

国勢調査で「年齢不詳」として把握された者

県外地方区分

地方別の都道府県区分は次のとおりです。

東 北 = 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島

関 東 = 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川

（うち東京圏 = 埼玉・千葉・東京・神奈川）

中 部 = 富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知

近 畿 = 三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山

その他国内 = 鳥取・島根・岡山・広島・山口（以上中国）、

徳島・香川・愛媛・高知（以上四国）、

福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島（以上九州）、

沖縄

（※「その他国内」には、「従前の住所地なし」及び「転出先不明」等を含みません。）

推 計 人 口

令和2年までの国勢調査の結果を基に、届出のあった日本人の出生・死亡・転入・転出と、同じく届出のあった外国人の出生・死亡・転入・転出を毎月加減することで算出した数であり、外国人も含んでいます。

人 口 動 態

自然動態と社会動態を合わせた人口の動き

自 然 動 態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き

「出生数－死亡数」で表され、プラスの場合は自然増加、マイナスの場合は自然減少

社 会 動 態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動き

「転入者数－転出者数」で表され、プラスの場合は社会増加、マイナスの場合は社会減少

世 帯 数

住民基本台帳による世帯数

記号及び注記

1. 本文及び図表中の数値は、表章単位未満で四捨五入しています。
2. 同率のものを比較する場合は、表章単位未満の位で比較しています。
3. 単位未満の数字を四捨五入したため、内訳と合計が一致しないものもあります。
4. 統計表中、該当数値のない場合は「0」で表しています。当該数字の前にある「△」はマイナスの数値、「0.0」は単位未満を表しています。
5. 年齢別割合について、分母から年齢不明を除いて算出しています。

〈参考〉 ー推計人口と住民基本台帳人口との違いについてー

「用語の説明」にも記述したとおり、
推計人口＝国勢調査人口＋（日本人及び外国人の出生・転入－死亡・転出）
に対して
住民基本台帳人口＝住民基本台帳に記録してある数（日本人＋外国人）
です。

推計人口の基となる国勢調査人口は「ふだん住んでいる人」を調査しており、住民基本台帳法による登録とは直接関係はありません。住民基本台帳に登録されていなくても、ふだんそこに住んでいる人は国勢調査人口に含まれます。また、住民基本台帳に登録されていても、ふだんそこに住んでいない人は国勢調査人口には含まれません。

この違いから、推計人口と住民基本台帳人口に差が生じます。

また、年齢別の推計人口がマイナスの数値になる現象が生じることがあります。住民基本台帳法による転出の手続きをとらずに、他市町村に居住していたため、国勢調査で把握されなかった者が、国勢調査後に転出の手続き又は死亡したときは、その届出により推計人口から減ずることとなりますが、このとき、国勢調査で把握した年齢別の人口よりも、転出又は死亡の年齢別の届出数の方が多くなることがあります。表中の年齢別人口が少ないところによっては、基になる人口よりも減ずる人数の方が多くなることがあるため、その場合には「年齢別推計人口がマイナス」になります。

一般に推計人口は「〇月１日現在推計人口」といい、年の代表値として１０月１日現在の数が使われます。住民基本台帳人口は、総務省が「１月１日現在（平成 25 年以前は３月 31 日現在）」の、全国・都道府県・市町村別の数値を公表しているほか、市町村が毎月１日又は末日現在の人口を公表しています。

以上のように、同時点の同地域の人口でありながら、推計人口と住民基本台帳人口とでは数に差が生じます。

令和 7 年 10 月 1 日 現在 推 計 人 口	計 2,071,066 人	男 1,007,387 人	女 1,063,679 人
令和 7 年 9 月 末 住 民 基 本 台 帳 人 口	計 2,087,772 人	男 1,016,487 人	女 1,071,285 人